

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	七六
福島県がん対策推進審議会規則	七六
告示	七六
大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	七六
大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	七六
土地改良法により換地計画を定めた件	七六
保安林の指定を解除する件	七六
保安林の指定実施要件を変更する予定である件	七六
道路の供用を開始する件	七六
公告	七六
大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	七九
落札者を決定した件三件	七九
土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	七九
土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	七九
土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった件	七九
福島県公安委員会	七九
道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件	七九
福島県選挙管理委員会	七九
漁業法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	七九
正誤	七九
平成三十年十月二十三日付定例第三千四十八号中	七三
平成三十年十二月十八日付定例第三千六十四号中	七三

規 則

福島県がん対策推進審議会規則をここに公布する。
平成三十年十二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第八十六号

福島県がん対策推進審議会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県がん対策の推進に関する条例（平成二十六年福島県条例第三十三号）第二十一条の規定に基づき、福島県がん対策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第二条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第三条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、これを公開する。

一 福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）第七条各号に掲げる情報が含まれる事項について調査審議する場合

二 議長が非公開とする必要があると特に認める場合

6 議長は、会議の秩序を維持するため必要があるときは、傍聴人の退場を命ずることその他の適当な措置をとることができる。

7 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）の規定により定められた事項について調査審議する場合において、委員は、自ら又は自らが所属する機関に関する会議に参加することができない。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りでない。

（委員以外の者の意見陳述等）

第四条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（専門委員）

第五条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

7 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の議長となる。

8 第三条第三項から第七項まで及び第四条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第七條 審議会の庶務は、保健福祉部健康衛生総室健康増進課又は地域医療課において処理する。

(委任)

第八條 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第三条第一項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。

(地域医療課)

告 示

福島県告示第九百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成三十年十二月二十八日から平成三十一年四月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ白河結城店 福島県白河市結城四三番地

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 NECキャピタルソリューション株式会社

代表者の氏名 代表取締役 今関 智雄

住所 東京都港区港南二丁目一五番三号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ツルハ

代表者の氏名 代表取締役 鶴羽 順

住所 北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一番二号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年八月十五日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百二十二平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五十台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 十五台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 四十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 七立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前零時三十分

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午前八時三十分

七 届出年月日

平成三十年十二月十四日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第九百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年十二月二十八日から平成三十一年一月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年十二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
トリアルマーケット喜久田店 福島県郡山市喜久田町堀之内字釜場西二番地九ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第九百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、押釜地区の復興基盤総合整備事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年十二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成三十年十二月二十九日から
平成三十一年一月十七日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農地管理課)

福島県告示第九百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年十二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所
いわき市小川町上平字中島六七の一
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
河川管理施設用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第九百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。
平成三十年十二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
双葉郡川内村大字上川内字大鷹鳥谷五〇一の一五、字金子塚五〇二の二三
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施設要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第九百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年十二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

県道いわき石川線

いわき市田人町石住字才鉢六六番
地先から
同 市田人町石住字才鉢五八番
地先まで

平成三〇年二月二八
日

(道路計画課)

公 告

公告第二百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成三十年十二月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿島ショッピングランド 福島県いわき市鹿島町船戸字京塚三番地
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
二千四百七十七平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成三十年七月二十三日
届出年月日
- 五 平成三十年十二月十四日
届出をした者
- 六 株式会社ふくたや

(商業まちづくり課)

公告第288号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか9施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年12月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県会津家畜保健衛生所ほか9施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年11月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社V-Power 東京都品川区東品川三丁目6番5号
- 5 落札金額
73,186,554円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年10月5日

(農林総務課)

公告第289号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規

則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年12月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン（県立学校用）Ⅱ 261台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年12月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
16,320,852円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年10月30日

（入札用度課）

公告第290号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年12月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
汎用加工機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年11月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士エンタープライズ株式会社 東京都中央区東日本橋二丁目16番4号
- 5 落札金額
80,330,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年10月12日

（入札用度課）

公告第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成三十年十二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
玉川村土地改良区

退任した役員
役別 氏名

住所

監事 矢吹 勇彌 石川郡玉川村大字北須釜字東関二六番地

（農村計画課）

公告第二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年十二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
玉川村土地改良区

退任した役員
役別 氏名

住所

理事 佐藤 一男 石川郡玉川村大字蘇生字栗木内五〇番地の四

同 大野 佐源治 同 郡同 村大字南須釜字古宿四五番地

同 鈴木 喜一 同 郡同 村大字吉字西ノ内二五番地

同 小針 政一 同 郡同 村大字川辺字和尚平六八番地

同 関根 照雄 同 郡同 村大字川辺字堂平二四〇番地

同 溝井 宇一 同 郡同 村大字小高字東耕地四九番地

同 吉田 辰良 同 郡同 村大字中字後一三番地の一

同 吉田 正 同 郡同 村大字岩法寺字道筋一四三番地

同 鈴木 重勝 同 郡同 村大字竜崎字糶屋一〇九番地

同 小山田 照良 同 郡同 村大字南須釜字八又六八番地

同 矢吹 吉房 同 郡同 村大字北須釜字池ノ作一〇七番地の三

同 石森 敏春 同 郡同 村大字山小屋字丸内田二〇七番地の三

同 塩田 豊 同 郡同 村大字四辻新田字諏訪平三番地の一

同 野口 勘市郎 同 郡同 村大字北須釜字桜窪一三三番地

同 監事 國井 文雄 同 郡同 村大字小高字西屋敷一四番地

同 同 小林 一之 同 郡同 村大字竜崎字糶屋一五番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 一男 石川郡玉川村大字蘇生字栗木内五〇番地の四

同 塩田 豊 同 郡同 村大字四辻新田字諏訪平三番地の一

同 小山田 照良 同 郡同 村大字南須釜字八又六八番地

同 小針 政一 同 郡同 村大字川辺字和尚平六八番地

同 関根 照雄 同 郡同 村大字川辺字堂平二四〇番地

同 藤田 守 同 郡同 村大字小高字三升蒔二三番地

同 永林 信 同 郡同 村大字中字向四八番地

同 大竹 良廣 同 郡同 村大字岩法寺字竹ノ花五三番地

同 橋本 義晴 同 郡同 村大字竜崎字糶屋一三番地

同 大野 一郎 同 郡同 村大字南須釜字館坂二二〇番地

同 草野 正美 同 郡同 村大字北須釜字奥撫五一番地

同 境田 孝夫 同 郡同 村大字吉字上ノ前五四番地の二

同 石森 正治 同 郡同 村大字山小屋字坂下一〇五番地

同 監事 國井 文雄 同 郡同 村大字小高字西屋敷一四番地

同 鈴木 英雄 同 郡同 村大字竜崎字糶屋一一〇番地

同 矢吹 勇彌 同 郡同 村大字北須釜字東関二六番地

（農村計画課）

公告第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年十二月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区連合の名称
会津南部土地改良区連合

退任した役員
役別 氏名

住所

理事 佐藤 美代志 河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三三五番地

同 伊藤 守夫 会津若松市北会津町下荒井八一番地

同 井関 征生 同 市門田町大字面川字花坂一〇六番地

同 松崎 佐吉 大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地

同 成田 幸意 会津若松市門田町大字黒岩字若宮一番地

同 高野 源一 同 市北会津町西後庵三三〇番地

同 監事 間船 一男 大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地

同 同 白井 康友 会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八番地

就任した役員

役別 氏名

住所

福島県公安委員会

理事 佐藤 美代志
 同 伊藤 守夫
 同 齋藤 善平
 同 井関 征生
 同 松崎 佐吉
 同 岩淵 幸一
 同 成田 幸一
 同 高野 源一
 同 横山 源一
 同 佐藤 清隆
 同 白井 康友
 同 間船 一男

河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三三番地
 会津若松市北会津町下荒井八一番地
 河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八番地
 会津若松市門田町大字面川字花坂一〇六番地
 大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地
 大沼郡会津坂下町大字青木字葭尻六番地
 河沼郡会津坂下町大字黒岩字若宮一番地
 会津若松市門田町大字黒岩字若宮一番地
 同 市北会津町西後庵三三〇番地
 河沼郡会津坂下町大字中屋敷一七七四番地
 同 郡同 町大字福原字家東一六番地
 会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八番地
 大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地

(農村計画課)

福島県公安委員会告示第81号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年12月28日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社富久山自動車教習所	福島県郡山市富久山町福原字町裏38番1	鬼生田 顕英	富久山自動車教習所	福島県郡山市富久山町福原字水穴1番地
第一総合ホールディングス株式会社	福島県喜多方市字大谷地8014番地2	五十嵐 雄一	喜多方ドライビングスクール	福島県喜多方市字大谷地8014番地2

2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称

(1) 富久山自動車教習所

ア 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 運転免許取得者教育（高齢者講習同等）

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 運転免許取得者教育（更新時講習同等）

(2) 喜多方ドライビングスクール

ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程

3 認定年月日

平成 30 年 12 月 5 日

(運 転 免 許 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百二十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、平成三十年十二月五日現在において、次のとおりである。

平成三十年十二月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五百八十八

正 誤

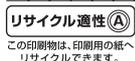
ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成三十年十月二十三日付定例第三千四十八号中

五九〇	下	一一一	総合的な探究の時間	総合的な探究の時間
-----	---	-----	-----------	-----------

○平成三十年十二月十八日付定例第三千六十四号中

六九八	上	二四	モ 一 目 七 七 五	モ 一 目 七 七 二
-----	---	----	-------------	-------------



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷